

第3回「防府市自治基本条例推進協議会」会議録概要

1. 開催日時 平成25年5月23日（木）午後6時30分～8時25分
2. 会場 防府市役所 1号館3階 北会議室
3. 出席委員 8人（欠席：徳永委員、広石委員）
4. 概要 （発言要旨の文章表現は、簡略化し、文脈、発言趣旨から並べ替えをしています。）

◎協議事項

○事務局

送付資料の確認。

○委員長

本日も前回に引き続き、「次第1 防府市自治基本条例施行後の市の取組み状況について（第8章～）」について確認をしていきたいと思っております。前回宿題と申しました「次第2 第3章「市民及び市民等」の権利と責務」について、これまで感じていらっしゃることや日ごろの考え方をお聞きしたいと思っています。

では、「次第1 防府市自治基本条例施行後の市の取組み状況について（第8章～）」の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

「次第1 防府市自治基本条例施行後の市の取組み状況について（第8章 財政）」説明。（前回資料2）

○委員長

「第8章 財政」というところでしたが、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。ご意見等無いようなので、「第9章 参画及び協働の推進」の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

「第9章 参画及び協働の推進」説明。（前回資料2）

○委員長

非常に重要なところで、まず「参画の推進」と「意見聴取」について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

（参画の推進）第26条、（意見聴取）第27条 関連

○A委員

「パブリックコメント」で、毎年同じくらいの実施件数ですが、提出意見の件数が急速に減っているのは何か理由がありますか。

○事務局

案件の中身によって、意見の数は左右されていると思います。専門的な案件になりますと意見が少なくなり、身近な案件ですと意見が多くなっています。

○事務局

平成22年度が多かったのは、「防府市議会基本条例」についてパブリックコメントの実施があり127件、「第四次防府市総合計画防府まちづくりプラン2020基本計画」で29件と多かったためです。

○A委員

「第26条 第1項 市民等への周知」とありますが、市民等から参画と協働を受けて、市民同士で意見を共有しているなど反応は返ってきていますか。

○事務局

パブリックコメントやアンケートは、提出された意見の件数や回答率は数値化して反応を示すことはできます。審議会等の公募委員については、積極的な参画を期待して枠を設けても審議の内容により公募が増えない現状があります。これは反応が少ないというよりは、身近な案件でなかったということが理由のひとつだと思います。「参画及び協働」についての周知では、市から行政情報の提供として市広報で周知し、意見をいただいています。参画に対する広がりや度合いをどう図るか、また参画の手法に対する効果はどうかということを図るのは難しいです。

○A委員

「防府市自治基本条例」や「防府市参画及び協働の推進に関する条例」について、友達に聞いてみてもあまり知らないし、関心もないような人たちが大部分だと思います。その中でどう市民に広げ、積極的に参画と協働に取り組むようにできるか自分自身が難しいと思っているので、反応や意見が出ていなら、どういうものが出てきているかお聞きしたいです。

○委員長

平成25年4月1日から「防府市参画及び協働の推進に関する条例」が施行され、第10条に「参画の手法」が規定されています。第10条に基づき、これらの手法が具体的にどういう形で市に取り入れられてくるかが大事になってくると思います。公聴会等やワークショップにより、市民の参画の機会が広く設けられることになったので、そこがこれからの大事なポイントになると思います。

○B委員

市民にどんな風に情報を示したら興味を持ってもらえ、知っていただけるかが課題ですが、市役所

の会議も分かりやすく、対象となる人の目線で情報発信がされたらいいと思います。

○C委員

テレビ放送で午前中に「防府市からのお知らせ」がありますが、時間は午前中と決まっていますか。

○事務局

決まっています。

○C委員

テレビはラジオより見る確率が高いと思うので、働いている人などが見られない平日の昼間より、早朝や夕方、夜にあるといいと思います。

○委員長

ケーブルテレビで放送されている「ほうふほっとライン」の著作権はどこにありますか。

○事務局

次回、回答させていただきます。

○委員長

市に著作権があればホームページに掲載するなど2次利用ができますが、ケーブルテレビが放映権をもっているので、2次利用ができるか確認をお願いします。自治体によっては映像による広報を重視しており、フォトニュースや動画を作りホームページに掲載しているところが最近増えており、広報の重要な手段になっています。以前実施したアンケートで、インターネットから行政情報を得ている人は十数%と少なかったことが話題になりました。「プロモーションレコード」は行政の苦手なところですね。防府市では、全小中学校が4月からコミュニティスクールに移行しましたが、そのことを知っている住民は極めて少なく、身近な取組みさえも周知されていない状況です。行政や学校からの情報を地域の方に周知、認知してもらう取組みは、行政が仕組みを考え、一歩踏み込んだ周知、認知を図っていく取組みをしていかなければいけないと思います。

○D委員

ばらまいた点から徐々に広げていき、全体に浸透させる「インクスポット」という手法を利用するなどして、防府市の参画のメイン手法を1つに絞り、自然にやっていると次世代もついでいき、防府市の参画の手法ができると感じました。

○B委員

放課後こども教室のように、地域の方が参画し取組んでいくことが大事だと思います。地域コミュニティを単位とした参画と協働の啓発について、市として何か取り組んでいますか。

○事務局

「防府市参画及び協働の推進に関する条例」については、現在個別に自治会対象ではなく、公民館に集まれる地域住民の方を対象にした、生涯学習課の出前講座という仕組みを活用しています。今月また野島漁村センターから要望がありますので出向きます。地道な取り組みではありますが、来年度も継続して取り組んでいきます。

○C委員

防府市でフェイスブックの取り組みはされていますか。

○事務局

観光振興課が始めました。

○C委員

情報を掲載したら自動的に発信されるので、強制的に情報発信ができると思いました。

○B委員

地域協働支援センターではフェイスブックはしていません。武雄市の市長や職員はされており、先日あるきっかけで、友達登録をしていただいた武雄市長が掲載された情報は随時知ることができます。いい情報はより広く知ってもらうことはいいですが、なりすましなどもあるので、防府市で始めるにはまだ検討の余地があると思います。

○D委員

一長一短はあるが、強力なアピール手段にはなると思います。

○委員長

行政と性格は違いますが、博物館の関係ではトレンドになっており、世界的にフェイスブックやブログ、ツイッターをされているところが増えてきています。市民に周知を図り、理解、共通認識を持ってもらう点では、もっと思い切った取り組みをする必要があると思います。特に学校教育の中で取り上げてもらうことは重要で、行政側から社会科の教材の1つとして、パブリックコメントの制度について中学校・高校の授業の中に入れてもらうなど、市職員が出向いてアピールすることが必要と思います。行政がどんどん出て行かなければ、共通理解、認識ができていけないので、行政のこれからの方向性が大事になってきています。

(協働の推進) 第30条、(意見聴取) 第27条 関連

○E委員

「協働の推進」ですが、市の予算で組み立てられている事業の中にも、市民活動支援センターや団体など市民と協働するとい事業になるものもあると思います。早く具体的に市民に情報提供をされ

るようになると思います。周南市では前からそのような事業を行っており、手を挙げられた市民活動団体には指導もして、いいものをつくっています。早く防府市でも行われたらいいと思いますが、そういう考えの方向はありますか。

○委員長

協働事業に関する進捗状況はいかがですか。

○事務局

「防府市参画及び協働の推進に関する条例」の検討委員会において、条例制定前から市が行ってきた協働の実例を資料として提示しています。制定された条例には、市民等及び市長等が、協働による事業を相互に提案するための制度と記載されており、行政の視点だけではなく市民の参画の基、公募委員を募った上で具体的に制度化していくこととなります。このため現時点では組織を立ち上げていませんが、この協議会の検討終了後、「防府市参画及び協働の推進に関する条例」の推進機関を立ち上げる予定です。現在、予算を伴わなくてもできる協働はできるものから手がけていく考えですが、制度として実際に運用し、事業化していくのは仕組みが構築されてからになります。

○E委員

例えば、子育てに関することをとってみても、市長部局、教育委員会などいろいろなところに関連の行政窓口があります。行政そのものが横の連携をしっかりと、市民と参画や協働するとさらに予算の効率的な活用ができると思います。参画と協働は進みつつあるので、行政相互間の協働も考えていただきたいです。

○F委員

ボランティアに関して実例を挙げると、社会福祉協議会のボランティアセンターと教育委員会の生涯学習課と市民活動支援センターの3本の柱があります。これらが1本になり、ボランティアで連携をしており、協働のきっかけになっていると思います。母子保健推進員が平成24年度では約1000件、新生児のいる家に相談や新生児育成のため訪問されており、その際、社会福祉協議会が絵本を提供しています。行政がいかにセールスマンになれるかが協働の推進に結びつくと思います。

○G委員

協働の推進の中に地域コミュニティと市民活動団体の活動がそれぞれあるが、別々の両輪で活動が進むといい市になると思います。地域コミュニティについては、これから再編を進めることになると思いますが、問題について自治会や社協などの各団体で認識が難しく、これまでの活動がどう変わっていくのが見えないために話が前に進まない状況です。各地域で見本を参考にして独自のまちづくりをしていくことが理想だと思いますが、地域コミュニティを進めるには一方通行の「周知」ではなくて「理解活動」を行い、いかに市民等の理解につなげるかだと思います。

○B委員

公募委員の数が減っているように見えますが、公募委員を募集する数自体が減ってきていますか。

○事務局

審議会を立ち上げる時期や任期がきて再公募するタイミングが重なると数が増えるので、平成21年度は多くなったと思います。そのままの数字を資料に載せており、参画の進捗を読み取るのは難しいです。

○委員長

審議会の件数は分かりますか。

○事務局

次回、回答いたします。

○A委員

第28条 第1項に「その一部を市民から公募」とありますが、一部の割合はどれくらいですか。それぞれの審議会の特性に応じて違うと思いますが、適正の割合はどれくらいですか。前回の資料には、約3%とありますがどうですか。

○事務局

審議会の内容によって違います。3%は結果の数値になります。協議内容により半数が公募委員で占めるものと学識経験者や各種団体、専門家などいろいろな視点からの構成で組織されるものとあり、必ずしも公募委員の枠を確保できないものもあります。

○吉川部長

公募委員を含まない専門家だけの委員会もありますが、この3%という数値は公募者数を全委員者数で除したもので、決して少ないということはいえません。委員会の内容により公募への応募が募集人数に満たない場合もありますが、積み重ねていき、数を増やしていきたいと思います。

○藤津部次長

平成25年度の総務部では、行政改革委員会は4人、防災会議は0人だったのが4人と増えてきています。

○E委員

防府市は公募委員について敏感で、防災会議の公募委員4人の中に女性が2人も入っています。

○藤津部次長

条例上で男性2人と規定されているからです。

○E委員

敏感に動いている市、町は、県内にないと思うのでいいと思います。

○D委員

「第29条 住民投票」ですが、住民の意思の反映となると、直接の方が強く反映されると思います。住民投票で決めた結果が最優先され、それに対し、市長や市議会が意見や行動をするべきと思うので、この条文は主従が逆になっている気がしました。

○吉川部長

まだ全国で10例しかないときに住民投票条例を制定しましたが、住民投票の結果をそのまま有効とする条例はなかったと思います。また、地方自治法の中で、首長、市議会の権限が謳われており、その権限を越えるのはいかがかというのがあります。地方自治法の範囲の中で首長、市議会の制約を設け、代わりに発議は市民、市議会、市長ができるとしていると思います。

○D委員

住民の反対意見が多いとき、それをなくせる権力をもっている人がいると住民投票に結果が出せなくなり、民主主義の危機だと思います。住民の意見が最大のテーマであり大事なものだと思います。もう少し踏み込み規制する力をもたなければ、住民投票をしても住民の意思が希薄にされてしまうように感じられます。

○吉川部長

住民投票条例の制定過程において、議会と市長で議論され、政治家として住民の意見は絶対無視できないという前提で話がなされました。

○C委員

公募ですが、屋間にある委員会は、決まった方が応募される場合が多いと思います。より幅広い市民が応募できる仕組みがあったらいいと思います。

○委員長

他にご質問、ご意見がなければ、「第10章 その他」の説明をよろしく願いいたします。

○事務局

「第10章 その他」説明。(前回資料2)

○委員長

ご質問はございますか。では、「次第2『第3章 市民及び市民等』の権利と責務について」に関して、皆さんが日ごろ感じていることをお願いします。

○D委員

地域の問題点に関する意見のピックアップがスムーズに行われる防府市になったらいいと思います。市民の目で防府市の不具合を集め、不便な点を市に提案し、直してもらう又は、直せない理由をもらうなどのシステムが回転していくといいと思います。市民の責務でもあり、自分の地域を気にかけるようになると思います。

○A委員

市民等の権利には、大事なことが書いてありますが当たり前になっていると思います。だから、審議会の公募に関心を持たず、人も来ないのだと思います。無作為抽出で呼び出すような方法をとらないと市民は関心を持たないと思いました。

○委員長

公募委員を無作為抽出で行っているところはどこかありましたね。

○吉川部長

ドイツ語のプランungskstzelle制度ですね。

○A委員

防府市で実施すると反響があるでしょうね。

○吉川部長

議会からそういう意見をいただいたことがあります。

○G委員

意見聴取の方法で、県では定例的に無作為でアンケート調査をしており、回収率も年代別でばらつきも少なかったです。出て行き調査をするのは難しいが、市が意見を求めていることを市民に気づいてもらうように、アンケートや審議会を市広報に掲載することなども手法だと思いました。

○B委員

条例制定後で変わったことは、市政に関する情報を知る権利について、指定管理者として地域協働支援センターの管理、運営などの情報を知らせる義務が発生したことです。情報を知らせることはいいことですが、それにかかる事務量や人の数、労力を考えると適切なのか疑問に感じる時があります。小さいときや若いときから市政に興味を持ってもらえるような仕組みがあったらいいと思います。

○C委員

単身赴任の人で住民票を移していない場合や自治会に入っていない人に市広報の配布はしていますか。

○吉川部長

防府に住んでおられることが分からない人に対しては、配布の対象と捉えることができませんが、自治会で独自の判断をしているところがあるようです。

○C委員

自治会によって違う気がします。防府市自治基本条例によると住んでいるか、働いているか、活動していれば市民等ですが、防府市の情報を市広報では得ていません。自衛隊の学生は住民票を移していますか。

○吉川部長

自衛隊の方は、きちんと住民票を移しておられます。

○F委員

市民等の権利と義務は背中合わせだと思います。形としては住民ですが、住民登録をしていないと法律上は住民ではないので、市民としての責務を果たしていないと思います。市民に行政の中身を知らせ理解してもらうために、宣伝マンとして職員が動き、どう壁を打ち破るかだと思います。市民に権利の中で動いてもらい、責務を果たしていただける自主性をどう引き出すかだと思います。集合住宅についても、自治会からの働きかけによって、周辺住民との格差を少なくしながら、自治会の活動がどこまで進化していくかだと思います。そういったことからだんだんと広げていく方法もあると思います。

○E委員

自治会が大事になってくると思います。情報提供は、フェイスブックやホームページなどによる新しい手法と市広報や自治会の回覧版など紙面による従来の手法を両輪にして、分かりやすく情報を出していく時代だと思います。

○D委員

自治会の活用は賛成で、回覧板に併せてアンケートを実施すると回収率は高いと思います。回答を集め、結果をフィードバックすると参画しているという住民の意識が出て次にもつながると思います。

○委員長

では、「次第3 防府市自治基本条例施行後の市の取組み状況への意見・質問のまとめ」の説明をよろしく願いいたします。

○事務局

「次第2 防府市自治基本条例施行後の市の取組み状況への意見・質問のまとめ」説明。(資料1)

○委員長

前回の会議の中で出てきた意見、質問に関する説明や回答をまとめたものを出していただきました。

お気づきの点がありましたらお願いします。

(市の職員の責務) 第12条 関連

○G委員

ここで出た意見を管理職や主任の研修の中でディスカッションをすると、意識が変わり次のステップに活かされると思うので、せめて管理職の方に知ってもらいたいと思います。

○事務局

庁内に戻します。

○委員長

職員研修に対する評価はされていますか。

○吉川部長

評価はしていません。

○D委員

競争が大事だと思います。業務に役立つ本を揃え貸し出すことは、誰がどういう本を読んでいるのか、勉強をしている人がどのような勉強をしているのか、その内容が分かり小さな競争を生みます。小さな競争をたくさんすることで、大きな競争につながります。これは仕事の中でも競争意識が高まるので有効手段だと思います。

○委員長

職員の自主研究で、グループで調査や研究を行いたい場合に対して、補助事業などの仕組みはありますか。

○藤津部次長

資料1の4ページに記載しています。今も補助制度はありますが、同じ研究は何回もできず、新たなものが挙がっていない状況なので、数は減ってきています。

○D委員

年数が経つと同じテーマで研究をしても、結果が変わってくるものが多いと思います。

○藤津部次長

新たな取組みを出してほしいという思いから同じテーマではできないこととしています。

○A委員

能力の向上に努めている職員に対して、人事評価に反映されていますか。

○藤津部次長

人事考課制度を実施しており、毎年目標を設定し、業務、能力、意識姿勢で評価しますが、その中の意識姿勢において考課項目があります。

○委員長

では、本日はこれで終了とさせていただいて、次回の具体的な日程をお願いします。

○事務局

会議録の修正について→5月中。

第4回協議会の日時について→6月26（水）18時30分～ 予定。

欠席者2名に確認した後決定。取り急ぎ開催通知のみ郵送。

以上。